

○塩尻委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席議員は全員でございます。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和7年第4回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第2号、議案第5号、議案第7号及び議案第25号ないし議案第27号の以上7件につきまして、理事者から説明願います。

○向井子育て支援部長 令和7年第4回定例会に提案しております議案のうち、子育て支援部所管に関わる事項につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に関わる事項につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。

4ページを御覧ください。3款2項1目の子育て世帯生活応援給付金支給費でございます。本事業は、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の生活を応援するため、子ども1人当たり1万円の給付金を支給しようとするもので、補正額は4億5千962万4千円、財源は国庫支出金が7千599万6千円、一般財源が3億8千362万8千円となっております。なお、本事業につきましては、早急な事業着手により可能な限り早期に支給を実施するため、先議をお願いするものであるほか、事業が年度内に完了しないことから、2ページに記載のとおり、令和8年度に全額を繰越ししようとするものでございます。

続きまして、議案第2号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に係る事業につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。

まず、人事院勧告に基づく給与改定のみによる補正予算につきまして、事業ごとの御説明は省略をさせていただきますが、22ページから23ページまでに記載をされた合計26事業で、補正額が合計1千878万2千円で、財源は国庫支出金が248万1千円、道支出金が64万1千円、繰入金41万5千円、一般財源が1千524万5千円となっております。

次に、給与改定以外の事業についてでございます。

22ページを御覧ください。3款2項1目の産後ケア事業費でございますが、本事業につきましては、利用件数の増に伴い、委託料が不足する見込みでありますことから464万5千円を補正しようとするもので、財源は国庫支出金が232万2千円、道支出金が116万1千円、一般財源が116万2千円となっております。

次に、その下の産前・産後ヘルパー事業費でございますが、こちらにつきましても利用件数の増に伴い、委託料が不足する見込みでありますことから、141万円を補正しようとするもので、財源は全額繰入金となっております。

次に、その2つ下になりますが、児童手当支給費でございます。本事業につきましては、先ほど御説明申し上げました給与改定によるもの及び令和6年度に受領した国庫金が超過交付となったことによる償還金分と合わせて157万8千円を補正しようとするもので、財源は全額一般財源となっております。

次に、その5つ下になりますが、施設等利用費給付費でございます。本事業につきましては、令

和6年度に受領した国庫金が超過交付となったことから、その償還金として546万2千円を補正しようとするもので、財源は全額一般財源となっております。

次に、その3つ下になりますが、私立認可保育所等建設補助金でございます。本事業につきましては、平成29年度に補助を行った事業者が当該補助を活用して整備した財産を処分したため、その残存期間に応じた金額を国に返還する必要があることから、250万円を補正しようとするもので、財源は全額諸収入となっております。

次に、その下の子育て短期支援費でございます。本事業につきましては、利用件数の増に伴い、委託料が不足する見込みでありますことから、98万5千円を補正しようとするもので、財源は国庫支出金及び道支出金30万9千円、一般財源が36万7千円となっております。

次に、23ページとなります。3款2項3目の市立保育所管理費でございます。本事業につきましては、給与改定によるもの及び令和6年度に受領した国庫金が超過交付となったことによる償還金と合わせて315万5千円を補正しようとするもので、財源は全額一般財源となっております。

以上が、一般会計の補正予算の概要でございます。

続きまして、議案第5号、令和7年度旭川市育英事業特別会計補正予算及び議案第7号、令和7年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計補正予算につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書の46ページ及び56ページとなっておりますが、2会計ともに給与改定に伴う会計年度任用職員の報酬等が増加したことから、合わせて73万2千円を補正しようとするもので、財源はいずれも全額繰入金となっております。

以上が、子育て支援部所管の補正予算の概要でございます。

続きまして、条例の制定に係る議案についてでございます。

初めに、議案第25号、旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、児童福祉法等に基づく関係府令の一部が改正されたことを受け、本市が条例で定めている基準について、引用条項等の整備のほか設備及び職員の基準に係る特例を新設するものでございます。施行日は関係府令の施行日に合わせ、令和8年4月1日としております。

次に、議案第26号、旭川市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定についてでございます。本案は、子ども・子育て支援法の一部が改正されたこと及び同法に基づく関係府令が制定されたことを受け、本市における特定乳児等通園支援事業の運営に係る規定を定めるものでございます。施行日は関係府令の施行日に合わせ、令和8年4月1日としております。

次に、議案第27号、旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、農山村地域において保育を必要とする児童等に保育を提供するため、旭川市地域保育所条例に基づき設置をしている市内9か所の旭川市地域保育所につきまして、本年度末をもって指定管理者の指定期間が満了すること、当該地域の就学前児童数の減少により、近年の入所児童数が大きく減少していることなどから、行財政運営の効率化やニーズ変化への柔軟な対応等を図るため、指定管理から直営による管理に移行することとし、必要な改正を行うものでございます。施行日は令和8年4月1日としております。

以上、よろしくお願いたします。

○石原いじめ防止対策推進部長 議案第2号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、いじめ

防止対策推進部所管について御説明申し上げます。

補正予算書の22ページを御覧ください。1段目の一番下になります。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費のいじめ防止対策費、補正額75万6千円及びその下の段の不登校児童生徒支援費、補正額31万9千円。この2つにつきましては、会計年度任用職員の給与改定に伴い、所要額を補正するものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

**○坂本学校教育部長** 議案第2号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分について御説明を申し上げます。補正予算書事項別明細書の27ページを御覧ください。

まず、会計年度任用職員の報酬等の見直しに伴い補正を行う17事業について御説明いたします。事業ごとの補正額については省略をさせていただきます。

初めに、下のほうにあります10款教育費1項教育総務費2目事務局費の管理事務費、次に、28ページになります、10款1項教育総務費3目教育指導費の教育支援センター運営費、英語教育推進費、校内教育支援センター推進費、教育指導費、いじめ問題対策推進費、10款2項小学校費1目学校管理費の管理事務費、学校給食管理費、1つ飛ばしまして学校用務管理費、富沢ふれあいの家管理費、10款2項小学校費2目教育振興費の学校図書館活性化推進費、特別支援教育推進費、就学助成費、10款3項中学校費1目学校管理費の学校給食管理費、学校用務管理費、最後に10款3項中学校費2目教育振興費のスクールカウンセラー活用推進費、学校図書館活性化推進費、以上17事業、合計では1億1千722万3千円を会計年度任用職員の給与等の改定に伴い補正しようとするものです。

次に、同じページの中ほどになります10款2項小学校費1目学校管理費の給食施設整備費、補正額295万4千円については、学校給食調理体制の見直しに伴い、現在30校ある単独調理校について共同調理場化を進めるため、必要物品の購入や施設整備に係る経費を補正しようとするものです。令和8年度は愛宕東小学校調理校、愛宕小学校を受配校とする予定です。

以上です。よろしくお願いたします。

**○田村社会教育部長** 議案第2号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、社会教育部所管分につきまして御説明いたします。

まず、補正予算書の28ページを御覧いただきたいと思います。会計年度任用職員の給与改定に伴う増額補正につきまして、各事業個別の補正額は省略いたしますが、対象の11事業につきまして、御説明いたします。

まず、ページ一番下になりますが、10款5項1目社会教育総務費、右説明欄にございます常磐館管理費、社会教育振興費、文化振興費、次に29ページの2目公民館費の地域を支えるシニア世代人材育成費、公民館管理費、その下、3目図書館費の図書館管理費、図書館事業活動費、さらにその下、4目博物科学館費の科学館管理費、博物館管理費、さらにその下、7目彫刻美術館費の彫刻美術館管理費、彫刻美術館事業活動費、以上の11事業で合計2千220万2千円を補正しようとするものでございます。

次に、需用費の補正がございましたが、同じ29ページの中ほどにございます4目、科学館管理費のうち、先ほどの給与改定分を除きました1千115万2千円についてであります。「特撮のDNAゴジラ、旭川上陸」の特別展の開催等により入館者数の増に伴い、光熱水費の使用料金が増

加し、予算額が不足する見込みとなりましたことから補正しようとするものでございます。財源につきましては、全額一般財源となっております。

次に、債務負担行為の設定につきまして、補正予算書35ページを御覧ください。表の下から2段目になります。旭川市民文化会館空調設備補修業務委託料につきましては、市民文化会館の会議室などの冷暖房空調設備の冷水コイルに多数の穴が空きましたことから、当該設備の交換補修を令和8年度に予定したところですが、受注生産であります冷水コイルはその製作に4～5か月程度の期間を要することや、冷房が稼働し始める時期の前には補修を完了させる必要がありますことから、令和7年度中に契約を行うため551万1千円を限度額とする債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、その下段になります。旭川市大雪クリスタルホール照明装置更新業務委託料につきましては、蛍光灯等の製造・輸出入廃止に対応するため、今年度より大雪クリスタルホールの音楽堂コンサート室や大会議室等の照明等をLED化する業務に着手しておりますが、令和8年度も引き続き、レセプション室やロビー、屋外照明等のLED化を行う予定であり、器具の納期や施工前の準備期間などを考慮いたしました結果、令和7年度中に契約を行う必要がありますことから、1億9千965万円を限度額とする債務負担行為を設定しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○塩尻委員長** ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○塩尻委員長** なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、放課後児童クラブ運営負担金の督促状の送付誤りについて、理事者から報告願います。

**○向井子育て支援部長** 放課後児童クラブの運営負担金の督促状の送付誤りについて御報告をいたします。本件は、放課後児童クラブにおける10月分の運営負担金について、未納者に対し、11月17日付で督促状を送付したところでございますが、その一部に収入済みの方が含まれており、誤って作成した督促状を受け取った市民の方から、11月21日に問合せを受けたことで発覚したものでございます。

運営負担金をお支払いいただきました納入済み通知書につきましては、指定金融機関からの引継ぎ後に、会計課において印字された文字を読み込むOCRにより、収入済みのデータを作成しておりますが、子育て支援部で再発行した納入通知書の中に印字が枠からずれているものがあつたことにより、OCR処理の際に正確に読み取ることができず、ファイルデータにエラーが生じ、同じ日に読み込んだ全件分が収入処理されなかったものでございます。さらに、データの突き合わせによる収入確認が十分されていなかったことにより、11月17日付で送付した督促状総数429件のうち、既に納付が済んでいた方64件へ誤って送付する結果となったものでございます。督促状を誤って送付した64名の方には、11月22日までに電話等で説明と謝罪を行っておりますが、今回の誤りの原因や再発防止策をお示した上で、改めておわびの文書をお送りする予定でございます。

今後につきましては、納入通知書の再発行の際には印字のずれを十分に確認するとともに、シス

テムでの収入書類の確認作業を複数回、複数人体制で行うことを徹底し、再発防止に努めてまいります。このたびは大変申し訳ありませんでした。

以上、督促状の送付誤りについての御報告とさせていただきます。

○塩尻委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 それでは次に、富沢ふれあいの家の用途廃止について、旭川市学校教育情報化推進計画(改定案)に対する意見提出手続の実施について、いじめの重大事態に係る調査報告書の公表について、以上の3件につきまして、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長 初めに、富沢ふれあいの家の用途廃止について御報告いたします。お手元にお配りしております富沢ふれあいの家の用途廃止についての資料を御覧ください。

富沢ふれあいの家は、平成2年5月、児童生徒が木材を豊富に使った研修施設と恵まれた自然の中で、集団生活を通じて学校内で体験できないことを学ぶことにより、豊かな心が育まれるよう、隣接する富沢小学校の敷地内に開設したものです。開設以来これまで、宿泊研修や学校行事、PTA活動など、最盛期には5千人を超える利用があったものの、ここ数年は教育活動での利用がなく、部活動や少年団に加え、スポーツ団体や児童クラブなどを中心に、年間30件未満の利用にとどまっております。建物も築後30年以上が経過し、給排水や暖房設備などの老朽化が進み、令和4年の試算では、1億円を超える改修費が見込まれています。こうしたことから、令和5年度の行政評価では、旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画に基づき、課題整理を進め、用途変更、廃止等の方向性を速やかに検討・決定し実行に移すこと、施設を存続させる場合は、多額の維持管理費による負担を圧縮するためにも、使用料等の徴収を前提とすることとの評価を受けたところです。このため、昨年度から今年度にかけて利用動向の把握に加え、地域住民や富沢小学校からの意見聴取など、用途廃止に向けた取組を進めてまいりました。

まず、利用動向の把握についてであります。令和6年夏に実施したアンケート調査では、回答があった16団体のうち、7割ほどが年1回の利用で団体の活動に使用している他の施設や場所があると答えております。また、宿泊料が1千円を超えても利用するとの回答はゼロであり、日帰りでは300円以上でも利用するとの回答は2団体しかなく、使用料を徴収した場合、さらなる利用減少が予測される結果でありました。

次に、地域との協議についてであります。これまで地域団体と複数回にわたって意見交換を行ったところ、学校施設としての利用に限定せず、幅広く地域活性化につながる利活用を進めてほしいとの要望があり、庁内関係部局での利活用意向もないことから、令和8年4月1日をもって、用途廃止とすることとしたものです。

今後は、用途廃止について、地域をはじめ広く市民へ周知するとともに、サウンディング調査などの実施も視野に入れて、民間事業者から意見を聞きながら、当該施設を地域の活性化に役立ててまいります。

続いて、旭川市学校教育情報化推進計画(改訂版)に対する意見提出手続の実施について御報告いたします。お手元にお配りしております意見提出手続に関する資料のうち、旭川市学校教育情報化推進計画改定の概要を御覧ください。

日常でのICT活用が急速に進む中、令和元年に学校教育の情報化の推進に関する法律が施行さ

れ、本市では令和3年4月、令和9年度までを計画期間とする旭川市学校教育情報化推進計画を策定し、これまで情報活用能力を体系的に育むための施策を推進しております。この間、国及び道の学校教育情報化推進計画がそれぞれ令和4年と令和5年に策定され、令和6年度にはGIGAスクール構想第2期がスタートし、1人1台端末の更新を本市の計画に反映させるため、令和7年度に見直すこととしたものです。計画期間中の改定のため、大きな方向性の修正は行わず、社会経済情勢の動向を踏まえ、ICT活用の成果を主眼として改定案を策定しております。資料の赤字の箇所が主な改定部分となります。第2章では、国の基本方針に基づき4つの目標を修正し、併せて14の取組についても進捗状況を検証し、必要な修正を行っています。第3章では、ICTを活用した効果的な授業例の更新に加え、先進的な実践例も掲載することで、校務DX、事業DXの普及促進を図ってまいります。なお、改訂版の資料編9ページから18ページには、旭川市端末整備・更新計画、旭川市ネットワーク整備計画、旭川市校務DX計画、旭川市1人1台端末の利活用に係る計画を掲載しております。

今後はこれらの計画に基づき、学校のICT環境の整備や、1人1台端末の活用をより一層推進してまいります。改定案については、11月20日から12月22日までの期間で意見提出手続を実施しております。関係資料は学校教育部、市政情報コーナー、各支所及び公民館などで配布しているほか、本市のホームページにも掲載しております。意見提出手続終了後はその結果を踏まえ、必要な修正を行い、今年度末までに計画の改定を行う予定です。

続いて、いじめの重大事態に係る調査報告書の公表について御報告いたします。本件は令和5年4月、市内小学校に在籍していた男子児童が受けたいじめ事案に対し、令和6年2月、生命心身財産重大事態及び不登校重大事態に認定したものであり、学校主体による調査を行い、当該児童と保護者の同意により調査報告書の概要版を公表するものです。

当該児童は、令和5年4月以降、下校時や休み時間のほか、学習中において、同学年の男子児童からぶつかられたり、殴りかかられたりするなどしたことにより、身体的な不調を訴えるようになり、同年9月以降から不登校傾向になりました。

調査報告書では、いじめ防止対策推進法及び国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、当該児童が被害を訴えた4つの行為はいじめに該当すると認めるとともに、当該行為が登校に向かう意欲や動機をくじかせ、結果として不登校の要因の一つになっているとしています。学校の取組の課題については、法に基づくいじめの認知の判断を含めて、組織的な対応が不十分であったこと、当該児童及びその保護者の心情に寄り添った支援を行わなかったことのほか、当該児童の保護者や加害児童の保護者と情報共有を怠っていたことが指摘されています。また、本重大事態の対処については、いじめ防止対策推進部の支援員や心理士と連携した当該児童及びその保護者の心情に寄り添った心のケアが必要と示されています。これらを踏まえた再発防止対策として、道徳の授業の充実や児童会が主体となったいじめ未然防止の活動を通しいじめを許さない態度の育成、いじめの疑いで欠席した児童に対する登校再開に向けた速やかな支援策の提示及びオンラインでの学習支援、また、いじめを見逃すことがないよう教職員の意識を図るための研修の実施、関係機関や専門機関との連携体制の構築、学校だよりや参観日を通じて保護者に未然防止や早期発見の啓発を図ることなどについて提言されており、今年度も継続した取組を進めております。

調査報告書の概要については、いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針に基づき、個人

情報の特定などに配慮しつつ作成しており、本市のホームページにおいて、6か月間公表する予定です。当該児童は、令和7年4月に中学校に進学し、現在、週4日程度登校するなど、登校状況が改善されております。また学校は、当該児童に対する欠席時の学習支援として、当該児童及び教科担任が参加するオンライン上のグループを作成し、板書のアップロードやオンラインでの課題提出等を行っております。なお、再調査については、保護者から希望しないことを確認しております。

以上、よろしく願いいたします。

**○塩尻委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

**○沼崎委員** 御説明ありがとうございます。内容をよく読めばもしかしたら書いてあるのかもしれませんが、確認ですけど、当該児童は週4日程度ですが、またちゃんと登校するようになって、保護者も再調査を希望しないってことは、取りあえず当該児童側にとっては納得のいく対応がなされたという認識でよろしいでしょうか。

**○田村学校教育部主幹** 保護者からは一定の理解は得られているところです。現在も保護者を中心に、心のケア等に努め、子どもが学校生活を安心、安全に過ごせるように進めているところです。

**○沼崎委員** ありがとうございます。あと、加害者側とされる児童Aが対象児童への心のケア、今、やられた側についてのお話を聞いたけど、やった側に対しては何かこう、たくさん書いてあって、もしかしたらよく読めば書いてあるかもしれないけど、きちんと指導をして、今後そういうことのないようになっているということによろしいのでしょうか。

**○田村学校教育部主幹** おっしゃるとおりです。

**○塩尻委員長** ほかに御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

**○塩尻委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、市民文化会館整備基本計画策定に係る市民説明・意見交換会等の結果と今後の進め方について、第5次旭川市子ども読書活動推進計画(案)に対する意見提出手続の実施について、使用料・手数料の見直し案に対する意見提出手続について、地域集会施設の活用に関する実施計画(改定案)に対する意見提出手続についての以上4件につきまして、理事者から報告願います。

**○田島社会教育部文化ホール整備担当部長** 市民文化会館基本計画策定に係る市民説明・意見交換会等の結果と今後の計画策定の進め方について御報告いたします。

市民の皆様へ基本計画策定の状況の報告と意見や要望を伺うため、イメージ模型などを活用し、市民説明、意見交換会などを開催することにつきましては、4月の常任委員会にて報告し、取組を進めてまいりましたが、その後の5月の常任委員会において、取組状況などについて、委員より御意見や御指摘を受け、意見が少なかった市民層への取組の充実を図るため、新文化ホールを将来にわたって長く利用することになる若い世代の意見や、ふだん文化会館を利用していない市民の意見をより広く聴取できるよう、模型の展示を文化会館だけではなく、ほかの場所でも行うなど、実施期間を延長し、対応に努めてまいりました。その具体的な内容についてお手元の資料の1に記しておりますが、若い世代に対しては、高校の演劇部員の方々へ模型の説明と意見や要望を伺ったほか、社会見学で文化会館を訪れた小学生へのPR活動、また、ダンスサークルで活躍する高校生の皆さんとグループワークなども行いました。そのほかに、市役所1階ロビーや旭川駅、またイオンモー

ルなどでも模型を展示し、建て替えの議論を進めているPR活動なども行いました。この結果、若い世代の意見やふだん利用されていない市民の方々からも多くの意見を伺うことができるなどの、合わせて500件以上の意見や要望をいただきました。今回の取組では、施設の規模や内容を検討する重要な資料となるように、新たな施設で市民の皆さんがどのような活動をしたいのか、意見や要望を聴取するため、人や楽器なども貼り付けました模型を2つ作成しまして、説明会やホームページ、また模型の展示会場にて説明も加えて意見聴取したところで、幅広い視点から、様々な意見や要望をいただきました。

資料2ではそれらの意見のうち、基本構想が示す4つの施設機能につながると想定される意見や要望を抜粋して、機能別に整理しました。自ら演奏したり、演じたりする活動の分野では、2千人規模の吹奏楽の演奏会や200人が参加できる茶道会、見たり聞いたり楽しむ鑑賞では、オペラや、有名アーティストのライブの鑑賞、ふらっと立ち寄れる場所となるような多様な交流空間、また、文化や活動などの情報発信では、本市の文化や歴史などを映し出すモニターの設置など、現在の文化会館ではできない、また、できていない意見や要望なども複数ございました。このほかに利用料や貸出し方法、予約のルール、そして施設の運営に関わる体制づくりなど、今後、新たな施設の管理や運営に関わるソフト面に対する意見や要望も複数いただきました。このような結果については、9月末に開催されました検討会において、市民の意見や要望を報告し、今後の進め方について議論を行いました。

資料では3になりますが、市民の様々な意見や要望を踏まえ施設の規模や内容の検討を進めることとなりますが、本市の公共施設等総合管理計画など、公共施設の適正化を考えながら議論する必要があることや、市民の多様なニーズへ対応するためには、新たな施設の人員体制づくりなども見込まれるため、施設規模や内容などのハード整備の議論の前に、施設の管理などのソフト面について議論が必要であるとの方向性が示されました。さらにはこのような議論から、当初想定しておりませんでした、この段階での管理・運営について議論の追加が必要であることに加え、当初の予定以上に市民意見の聴取に時間を費やしたため、今後の計画素案の作成、またパブリックコメントの実施などを考えた場合、令和7年度に計画策定を終えることは時間的に難しくなり、策定期間を延長し、十分な時間を確保するほうが望ましいと検討会からの意見を受けました。

こうした検討会の議論や意見を踏まえ、今後の基本計画の策定スケジュールとしましては、資料で一番下の表になりますが、市民意見の聴取の期間延長と施設規模の内容の検討前に、管理運営について議論することが当初予定より追加となったために、令和7年度を目指していた基本計画の策定期間を延長し、引き続き、検討会での議論や市民意見の聴取などを行いながら、丁寧に計画策定を進めていきたいと考えております。

報告は以上となります。よろしく申し上げます。

**〇田村社会教育部長** 第5次旭川市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見提出手続の実施について御報告いたします。

本計画案につきましては、現計画であります第4次推進計画が今年度で終了いたしますことから、国及び道の第5次計画を踏まえ、現計画の成果や課題を整理し、子どもの読書活動の現状把握と分析を行った上で、第5次旭川市子ども読書活動推進計画（案）を策定いたしましたので、12月19日から来年1月20日までの期間で意見提出手続を実施するものでございます。それでは、資料

の第5次旭川市子ども読書活動推進計画概要版を御覧ください。

まず、基本理念につきましては、市内関係団体が緊密に連携協力し、全ての子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけ、生涯を通して読書から生きる力を得られるよう、いつでもどこでも読書ができる環境を理念に掲げ、子どもの自主的な読書活動を支えるための環境等を積極的に整備するよう、具体的な取組を推進してまいります。また、基本的方針につきましては、第4次推進計画において掲げた4つの基本的方針を継承し、子どもの読書活動推進の取組をさらに広げ、発展させてまいります。

次に、現状と分析につきましては、保護者アンケートの結果から、乳幼児期の絵本から小学生の独り読みへの移行、また、中高生から大人への継続した読書習慣の形成が必要であると考えております。また、第4次推進計画の成果といたしましては、電子書籍やW i - F iの一部導入、夏・冬休み月曜開館、高校生との連携事業など、読書環境の整備と機会の提供が図られたことなどがある一方、課題といたしましては、関係団体との連携による読書環境の充実が必要なことなどが挙げられます。こうした現状や課題、国、道の計画、関係団体等の御意見から、読書習慣形成のための必要な取組として、子どもから大人までの継続的な読書習慣形成、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進の4つを掲げるとともに、図書館や家庭・地域、幼稚園・保育所等、学校の4つが互いに連携協力しながら必要な取組を行い、読書への興味関心度が低い子どもたちも含め、全ての子どもたちが自ら読書に親むことができる環境を整えてまいります。

以上が、本計画案の概要でありまして、計画期間は令和8年度から令和12年度までとしております。今後の予定としましては、12月19日から来年1月20日までの期間で意見提出手続を実施し、提出されました御意見等を踏まえまして、来年3月の策定を予定しております。

続きまして、使用料・手数料の見直し案に関わる意見提出手続について御報告をいたします。1月21日から12月29日までの期間で実施しておりますこの意見提出手続は、総務常任委員会所管の案件ではございますが、個別の使用料、手数料の所管部局として関連がございますので、関係部局を代表し、社会教育部から御報告をいたします。なお、本常任委員会が所管する使用料、手数料は、児童センター、東旭川学校給食センター、公民館の使用料などがあり関係する部局は、子育て支援部、学校教育部、社会教育部であります。

それでは、配付資料のうち、資料1、使用料・手数料の見直し案概要を御覧いただきたいと思っております。まず、1ページの上段になりますが、前回は令和2年4月に見直しを行っており、令和6年度が本来の見直し時期でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、料金設定のための適切なコスト算定ができなかったことからその実施を見送り、令和8年10月からの新料金適用に向け、今回見直し案を作成したものでございます。ページ左下になりますが、見直しの対象といたしましては、取組指針の対象となる公の施設の使用料、手数料のほか、取組指針の対象外ですが、それに準じて算定等を行った施設の料金改定も併せて行います。取組指針の対象では、使用料で、専用使用料が99施設1千143項目、個人使用料が40施設264項目、機械使用料が2施設74項目、手数料で1千73項目となります。また、取組指針の対象外では、総合防災センターや北消防署の貸室料金や、旭山動物園の入園料の改定などを行います。右側の今後の取組につきましては、最後に御説明いたします。

次に、2ページを御覧ください。料金の算定方法は、取組指針に基づくものとなっており、今回は、使用料、手数料のいずれも令和4年度から令和6年度までの実績を基に算定をしております。なお、改定料金は改定前の料金の1.5倍が上限となります。

次に、3ページを御覧いただきたいと思います。左側の上段ですが今回の見直しによる改定後の料金の増額減額などを集計した表となっており、使用料では約90%の項目で増額、手数料では約83%の項目で増額の改定となっております。また、手数料の増額には燃やせるごみ、燃やせないごみの指定ごみ袋の料金も含まれてございます。その下段は、生活保護世帯に対する一般廃棄物処理手数料の減免制度の在り方について今後検討を進めていくこと、また、ページの右側はパークゴルフ場につきまして、今回の改定を見送り、将来の施設の在り方と併せ、改定時期等の検討を今後進めていくことを説明しております。各使用料、手数料の料金改定の詳細につきましては、資料2と資料3にまとめてございます。

最後に、今後のスケジュールにつきまして、1ページに戻っていただきまして右側の下段のほうになりますけれども、意見提出手続に合わせ全体説明会や個別説明会を開催し、その後、市民の皆様からいただいた御意見等を踏まえながら、料金改定の最終案を取りまとめ、来年6月の定例市議会に関連する議案を提出し、令和8年10月から新料金を適用したいと考えております。なお、旭山動物園の入園料や指定ごみ袋、粗大ごみ処理手数料などは時期の例外として新料金の適用時期を別途設けております。

この報告につきましては、以上でございます。

続きまして、地域集会施設の活用に関する実施計画（改定案）に対する意見提出手続について御報告いたします。こちらの取組につきましても総務常任委員会所管ではございますが、所管部局として関連がございますので、御報告をさせていただきます。

本件は、先ほどの使用料、手数料の見直しと重なる内容もありますことから併せて取組を進めてきており、こちらも同様に11月21日から12月29日までの期間で意見提出手続を実施しております。配付資料のうち、概要版を御覧いただきたいと思います。

まず、地域集会施設は表紙のところでございますとおり、6つの類型34施設で構成をされておりまして、このうち社会教育部の所管施設は公民館でございます。

1ページを御覧ください。地域集会施設につきましては、平成31年2月に策定した地域集会施設の活用方針を基に、令和元年8月に取組内容を整理した地域集会施設の活用に関する実施計画を策定したところであり、使用料・手数料の見直しと併せ、第1段階を令和2年4月から実施し、今回、来年10月からの料金改定に併せ、第2段階の取組を整理し、改定案としたところでございます。

2ページを御覧ください。このページ以降は、1から7の項目ごとに第1段階から第3段階までの取組をまとめており、社会教育部に関する主な内容を御説明いたします。

まず、1についてでございます。第1段階で公民館につきましては、社会教育法に基づく公民館の位置付けを持たないことを含めた検討を実施し、その結果、教育委員会といたしまして令和5年8月にまとめました今後の公民館の運営についてにおいて、公民館を社会教育法に基づく施設として維持していく考えと整理したところであり、今回の第2段階ではこれを踏まえ、公民館については社会教育法に基づく位置付けを維持することとしております。

次に、3ページを御覧ください。5、使用料及び利用料金の設定基準等でございます。地域集会施設においても、受益と負担の適正化に向けた取組指針に基づき算定し、地域集会施設の共通料金としております。料金表は4ページ、5ページになります。なお、取組指針で改定料金の上限は改定前の1.5倍と定めておりますことから、公民館の一部の部屋は、共通料金となっております。また、末広公民館、東鷹栖公民館は、国の臨時交付金を活用しLED化を行っているため、その効果額を差し引いた額としております。

次に、6ページを御覧ください。減免についてであります。公民館及び農村地域センターで減額の対象となっております社会教育団体、社会福祉団体及び地域自治団体について、現在は公民館と農村地域センターが別々の基準で運用しておりますけれども、第2段階におきましては、統一の基準を作成いたします。なお、作成に当たりましては、現在対象となっております団体は引き続き、その対象となるよう整理いたします。また、第3段階に向けての今後の取組になりますけれども、公民館などで減額の対象となっております生涯学習活動団体につきまして、令和5年度の行政評価や包括外部監査で御意見をいただいておりますことから、その見直しを検討してまいります。

最後に7ページ、生涯学習の振興におきましては、公民館が中心的な役割を担っております、公民館の現状と課題、今後の方向性などを記載しております。概要版の説明は以上ですが、今後のスケジュールにつきましては、意見提出手続に併せ、全体説明会や個別説明会を開催し、その後、市民の皆様からいただいた御意見等を踏まえながら、附属機関での審議などを経て、必要な修正を行った後、令和8年度に改訂版として策定することを予定しております。

報告は以上でございます。

**○塩尻委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

**○上野委員** 当初、使用料と手数料の見直し案について、質疑を予定はしているんですが、その前にですね、ちょっと1点確認させていただきたいことが出てきました。市民文化会館整備基本計画、先ほどの話で、今後遅れるっていうか延長するっていう話ありましたけども、それじゃ完成はいつの見込みなのか。今段階で答えられることがありましたら、お答えいただきたいなと思います。

**○田島社会教育部文化ホール整備担当部長** 完成はいつかという御質問だと思うんですが、完成の時期はまだ決まっていないというのが現状でございます、基本計画を令和7年度目指しておりましたが、令和8年度以降になるのかなというようなことを今日御報告させていただきました。

その後に、事業手法の検討というのがございます。規模が大きいもんですから、例えばPFIの検討ですとか、そういうことが決められておりますので、検討すると。そういった検討の中で事業手法が決まって、そのあと従来型基本設計、実施設計、それから工事ということもございまして、PFIの手続に入りますと、要求水準の決定の手続ですとか、また、その事業手法によっても事業の長さが決まってくるので、そういった事業手法が決定することによって、その完成時期が見えてくるのかなというふうに考えております。

**○上野委員** ただいまのように大変関心のあるところでございますけれども、ちょっと私のほうも質問を用意してなかったのもう少し私のほうも勉強しながら、今後、ちょっと質問を続けさせていただきたいと思います。私の意見としては、前から言っているように、やっぱりこの市役所庁舎の周辺をいち早く整備すべきじゃないかなというふうにさっきの質問でも申し上げたんですが、そのためにやっぱり文化会館をいち早くですね、もう建て直すって決まっているのであれば、

少しでも早くやっぱり完成すべきだなというふうに意見を持っております。その件につきましてはまた後ほど機会を変えまして、質問させていただきたいと思っております。

それですね、本日聞きたかったのはこの使用料、手数料の見直し案に対する件でございます。パブコメ前の見直し案でございますので、今後、パブコメを検証した上で変えていくと思うんですけども、細かいところ見ましたらちょっとあれっと思うところが何点かありましたんで、その辺の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、市民文化会館の使用料の改定案、これについては先ほど算定の仕方についてお話ありましたけれども、どのようになったのか。この質問を考えたのもちょっと金額が大きいですから、どのように算定したのかお聞かせください。

**○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長** 旭川市民文化会館の使用料の改定案につきましては、受益者負担の適正化に向けた取組指針に基づき、他の対象施設と同一の方法で算定したものであります。

具体的な算定の方法としましては、まず、市民文化会館の管理運営などの費用について、令和4年度から令和6年度までの3年間の実績の平均により、1年当たりの対象コストを算出し、次に、市民文化会館は対象コストの50%を受益者に負担いただく施設でありますので、この受益者に負担をいただくコストから、1時間1平方メートル当たりの使用料を算出、その額に大ホールや小ホール、会議室などの面積と使用時間を乗じて、午前、午後、夜間、全日の各区分の使用料を算定しております。なお、算定した額が改定前の使用料の1.5倍を超えた場合は、1.5倍の額を上限としております。

**○上野委員** 大きい建物ですし、コストも結構かかるので、算定方法に従ってやったらその額になるのかと思うんですけども、市民文化会館大ホールと公会堂、全部聞いてもちょっと時間あれです。土曜、日曜と休日の1日の使用料が、改定後、どのように金額が変わってくるのかお示しさせていただきたいと思っております。

**○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長** 市民文化会館の大ホールの土日休日の全日使用につきましては、現在の使用料は9万9千720円ですが、改定案では14万5千610円で4万5千890円の増、改定率は1.46倍となっております。公会堂のホールの土日休日の全日使用につきましては、現在5万150円ですが、改定案では4万5千140円となり5千370円の減、改定率は0.89倍となっております。

**○上野委員** 文化会館の大ホールはかなりの額が上がるし、ただ、公会堂のほうが使用料の金額が下がるということについては、これについてちょっと御説明いただきたい。

**○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長** 公会堂の使用料が改定前より低くなっている理由につきましては、前回、令和2年4月の改定の際に用いた平成26年度から29年度までの実績による対象コストよりも、今回の改定で用いた令和4年度から6年度までの対象コストが低かったものでありまして、対象コストが低くなった主な要因としましては、公会堂の舞台照明装置の賃貸借契約が令和2年度末に終了したことにより、年間約600万円の支出が減となったことによるものでございます。

**○上野委員** そういった目に見えないところのコストの差金があったということでも理解いたしました。

そこですが、やっぱり文化会館の大ホールに限定いたしますけれども、使用料が数万円単位で上がっています。文化会館の大ホールというと、ほとんどが営業目的で使われる場合が多いと思うんですけども、年に何回かやっぱり市民団体の方々も使う場面があると思います。現実には私の知り合いも、バレエだとか、ダンスだとか、合唱だとか、吹奏楽だとか、そういったことで使っておりますけども、そういったことを考えると、公共施設という面を考えるとやっぱり市民の負担が一気に5万円も上がる。そしてしかもそのホールだけではないと思うんですよね、きっと。ほかのリハーサル室だとか控室だとか、そういったことも上がっておりますので、かなりの額になると思うんですけども、それについての見解をお示してください。

**○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長** 文化会館の改定案につきましては、対象コストの上昇を反映したことにより使用料が増加したもので、特に大ホールでは最大4万5千890円の増加となっており、御指摘のとおり使用者の負担は少なくないものと認識しております。そのため、大ホールの使用区分であります平日と土日・休日の午前、午後、夜間、全日の8区分のうち、6区分では算定料金が現在の使用料の約1.6倍から2.1倍になるものもありましたが、これらについては改定率の上限であります1.5倍に抑え、利用者負担増の緩和を図っているところでございます。

**○上野委員** 2.1倍にもなるところを1.5倍にまで抑えたという努力があったということを確認いたしました。ただですね、先ほど申し上げたようにホールだけじゃなくて、いろんなところを使いますのでね。それでちょっと心配なのは、文化会館や公会堂を使用する際には様々な備品、照明道具や何かですね、これはもう別々に使用料がかかっていると思うんですけど、それらの物件使用料についても、これは対象になっているのかお聞かせください。

**○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長** 市民文化会館や公会堂の催事で使用されます備付け物件使用料につきましては、今回の改定案には含まれていないところでございます。

**○上野委員** ちょっと安心しました。それでですね、先ほど来申し上げたように、この算定の仕方が全て統一的に算定されているということでこういう額になったということは理解いたしますけれども、やはり文化会館の大ホールの上がり幅っていう面で考えたら非常に大きいと思うんです。聞くところによると、入場券の価格によって会場料の割増しが増えてくるということですよ。1千円まではこの料金でやるけども、2千円になったらまた幾ら、3千円だったら幾ら、6千円だったら幾らというふうにして会場料が上がっていくっていう、入場料が高くなればもうどんどんどんどん高くなってくるんだろうと思うんですよね。そういうことを考えると、使用する文化団体、これの負担というのは非常に大きいものになるんじゃないかと。これから、パブリックコメントの結果にもよりますが、改定額を抑えることも考慮してほしいと私は願っているんですけども、それについての見解をお示してください。

**○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長** 使用料の改定案につきましては、現在実施中の意見提出手続のほか、市民文化会館におきましては、附属機関である旭川市民文化会館運営審議会や個別説明会において意見を伺うこととしております。料金改定の最終案につきましては、受益者の負担の原則を踏まえた中で、これらの機会を通じて寄せられた意見も勘案しながら取りまとめていくこととしております。

**○上野委員** ぜひよろしくお願いをしたいと思います。ただ、今日触れませんでしたけど、この減

免の制度もかなり複雑だと思うんですね。それなんかも併せてですね、減免の考え方も少し改定していただいて、市民の負担がやっぱり少しでも少なくなるような、利用しやすい施設っていうことをやっぱり考えていただければなというふうに指摘をさせていただいて、私の質疑を終わります。

**○塩尻委員長** 他に御発言ございますか。

**○横山委員** 質疑ではないんですけども、ちょっと意見として述べさせていただきたいことがあります。

新聞報道もされましたので、この手数料見直しの件については、早速市民の方から幾つか私のところにも問合せとか要望が寄せられました。今日ほかにもパブコメの説明がありましたので、こうやって並べると、この11月、12月、年末の時期に、様々なパブコメが行われて、言葉は悪いですけども、何か駆け込みで意見を求めているような印象も受けるんですね。例えば、子ども読書の計画ですとかっていうものであれば、何か直接市民に広く影響があるものではないんですけども、手数料・使用料については、本当に広く市民に、特に負担を求めるような見直しなので、1か月ぐらいのパブコメをこの時期に行うことで、本当にいいんだろうかと。もう少し丁寧に、時間をかけて、広い範囲で説明を行っていった上で議論を求めるというような、そういう姿勢がちょっと理事者側に足りないんじゃないかなというふうな印象を受けています。取りあえず聞いて、意見があったらちょうだいっていうようなことで済ませて、本当に市民の理解が得られるのかどうかということとは十分検討いただきたいと思いますし、市民の意見聴取の在り方についても、物によってはやっぱりこう軽重をつけることも必要なんではないかなというふうに思います。決まってから多分こういうことって大きなまた騒ぎになっていくと思います。新聞をとってない方はたくさんいますし、SNSをやってない方もたくさんいますので、実際にごみ袋の値段が上がったときに初めてハレーションが起きるなんてことが予想もされますのでね。ぜひもう一度立ち止まって、こういったものについての意見聴取の在り方を考えていただきたいなということを要望したいと思います。

以上です。

**○塩尻委員長** 他に御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

**○塩尻委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、旭川小学校及び旭川中学校のグラウンドについてを議題といたします。

この件につきまして、中村みなこ委員から発言の申出を受けております。

それでは御発言願います。

**○中村みなこ委員** それでは、よろしくお願いたします。旭川小学校及び旭川中学校のグラウンドについてということで、この2つの学校にグラウンドが2つで1つしかありません。そのために授業等の調整をしなければならぬなど使いにくい状態が続いているとお聞きしたので、何間かちょっと質疑させていただきます。

この学校は離れていた旭川小学校を旭川中学校に隣接する形で建てられた学校ですが、なぜグラウンドを共同で使うことになったのでしょうか。土地の確保の問題なのでしょうか、お伺いします。

**○板東学校教育部学校施設課長** 旭川小学校につきましては、隣接する旭川中学校と一体型の施設として増改築をしたところであり、本市が積雪寒冷地であることを踏まえまして、通年で使用でき

る屋内体育館を小中学校それぞれに整備しております。このため、グラウンドについては限られた敷地の状況を考慮し、中学校の既存のグラウンドを一部整備し、両校で連携を図りながら共同で使用しております。

**○中村みなこ委員** 体育館はそれぞれあるけれども、敷地が限られているからとのことでした。小学校と中学校で半分ずつ割当てを決めるなどして、すみ分けて使うことはできるのでしょうか。

**○板東学校教育部学校施設課長** 旭川小学校及び旭川中学校のグラウンドについては、授業や学校行事が重ならないよう、両校で調整を行うことにより、円滑に使用している状況であります。

**○中村みなこ委員** 同時に分けて使うことはちょっとできない、調整しながらの利用とのことでした。既にもうそういう状況になって何年もたっていますので、そういう状態にも慣れて使用できているとは思いますが、ただ、天候ですとか、そういうことに左右されることもあったり、急な変更などとなったときに難しいこともあるのではないかとというのはもう想像できるわけです。このように隣接する小中学校で1つのグラウンドを共同で使用しているところはほかにあるのでしょうか。

**○板東学校教育部学校施設課長** 小中併置校である旭川第5小学校と桜岡中学校、江丹別小学校と江丹別中学校のほか、東町小学校と光陽中学校が1つのグラウンドを共同で使用しております。

**○中村みなこ委員** 郊外の小規模校ならそんなに支障はないとは思いますが、東町小と光陽中はまちなかの真ん中にありますが、グラウンドはかなり広いと聞いています。それなら複数の授業が同時に可能となるのですが、旭川小学校、中学校のグラウンドはそこまで広くありません。この学校に勤務していた教員からの話なのですが、とにかく使いにくいということでした。グラウンドの使用割当てのやりくりはもちろんあるのですが、小中で日課が違うので、休み時間と授業時間がかぶる時間帯がどうしても出てしまうと。そうなる中学校の子どもたちが授業しているのに、小学生が休み時間でグラウンドに出てくる。遊びたくても、広く使って遊ぶというそういう遊びができない、ちょっと我慢したりということが生じてしまうということです。市教委はそういう状況があるということをごどのように認識しているのかお伺いします。

**○板東学校教育部学校施設課長** 小学校と中学校の授業時間や休み時間の違いにより、グラウンドの使用が一部重なる場合もありますが、小学校の児童が使う遊具や鉄棒等の周囲には、防球ネットを配置することで、安全性に配慮し、学校運営が円滑に行われるよう努めております。

**○中村みなこ委員** 安全の配慮は当然のこと、ネットというそういう設備だけではなくて日頃の指導も当然あると思います。単独で利用する場合よりプラスしての指導、そして配慮、調整などが必要で、急に変更したいとなっても、本当にやりくりも大変になってくるという状況があります。旭川小学校、中学校は小中連携一貫教育の推進校でもありまして、施設も一体型となっていることと同時に、物理的に土地の確保が難しいこともあったということでこのようになっているようですが、今後、小中学校の建て替えの際には、規模にもよりますが、共用グラウンドは極力避けるべきだと考えますが、見解を伺います。

**○板東学校教育部学校施設課長** 旭川小学校及び旭川中学校の増改築においては、基本計画を策定する段階から、両校の教職員をはじめ、PTA、地域住民から、グラウンドの共用についても、意見や要望を聞きながら整備を進めたところでありまして、今後につきましても、学校施設を施設一体型や隣接型で整備する場合は、老朽化や敷地の状況、教職員や地域の要望等を丁寧に聞きながら、適切な規模、形態の施設整備を行ってまいります。

○中村みなこ委員 当面、建て替えのような大規模な計画はないようですが、安全指導、調整など、そして子どもたちのことも考えて、配慮して、施設整備に取り組んでいただければと思います。

以上です。

○塩尻委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

---

散会 午前11時08分